

各県立学校長 様

教 育 長

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和6年4月1日改定）」の送付について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

各学校における新型コロナウイルス感染症対策については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を踏まえ、適切に対応いただいているところですが、このたび、令和6年度を迎えるに当たり、下記のとおり改定いたしました。

つきましては、別添のとおり「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和6年4月1日改定）」を送付しますので、御確認の上、引き続き適切な対応をお願いいたします。

1 送付資料

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和6年4月1日改定）」

2 主な改定内容

- （1）新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱いーワクチン接種を受ける場合 の変更
（県立学校版ガイドラインⅡ・3（1）関係）

改定後	原則「欠席」とすること。ただし、接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断した場合は、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席としないことも可能とする。
改定前	課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、指導要録上は欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。 なお、一部の時間（午前や午後等）のみ登校し、接種する場合は、指導要録上、遅刻や早退としないなどの柔軟な取扱いをすること。

- （2）教職員の勤務・サービスの取扱い変更に伴う変更（県立学校版ガイドラインⅥ関係）
（3）その他、文言整理・修正

※県立学校版ガイドラインの内容に関する問い合わせは「担当一覧」を参照願います。

担当	県立学校部保健体育課健康教育・学校安全担当
電話	048-830-6963